

28日機輸通投第210号  
平成28年11月10日

経済産業大臣  
世耕 弘成 殿

貿易・投資円滑化ビジネス協議会  
代表 給田 英哉

## 各国・地域の貿易・投資障壁の改善に関する提言

貿易・投資円滑化ビジネス協議会 (<http://www.jmcti.org/mondai/top.html> 事務局：日本機械輸出組合) は、日本企業が海外での事業活動において直面する貿易及び外国直接投資等に関する諸問題について検討を行い、我が国産業界の意見を取りまとめて、日本政府及び外国政府に対して貿易・投資上の制度改善を要望することを目的として、1997年4月に設立された協議機関です。本協議会は我が国の127の貿易関連の産業団体から構成され、その設立当初より毎年、協議会会員団体・企業に海外各国・地域で直面している貿易・投資・現地生産上の問題点と改善要望についてアンケート調査を実施して、関係各方面に要望・提言を行ってきました。

今年度のアンケート調査では、日本企業が海外で直面する貿易・投資障壁とそのビジネスへの影響について、以下の特徴がありました。

世界102カ国と4つの地域統合(EU、ASEAN、GCC、NAFTA)について、総数1,706件(対前年比+188件、12%増)の問題指摘があり、このうち新興国・途上国に関する指摘が8割弱を占める。

国別において、指摘の多い上位5カ国は、例年上位に入る中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナムであるが、中国については、3年振りの増加(+24件)となったこと。その他、対前年では、インド(+18件)、オーストラリア(+17件)、マレーシア(+16件)、韓国(+12件)が増加し、南アフリカ(15件)、カナダ(14件)が減少したこと。先進国では、オーストラリア、米国がトップ10に入っていること。

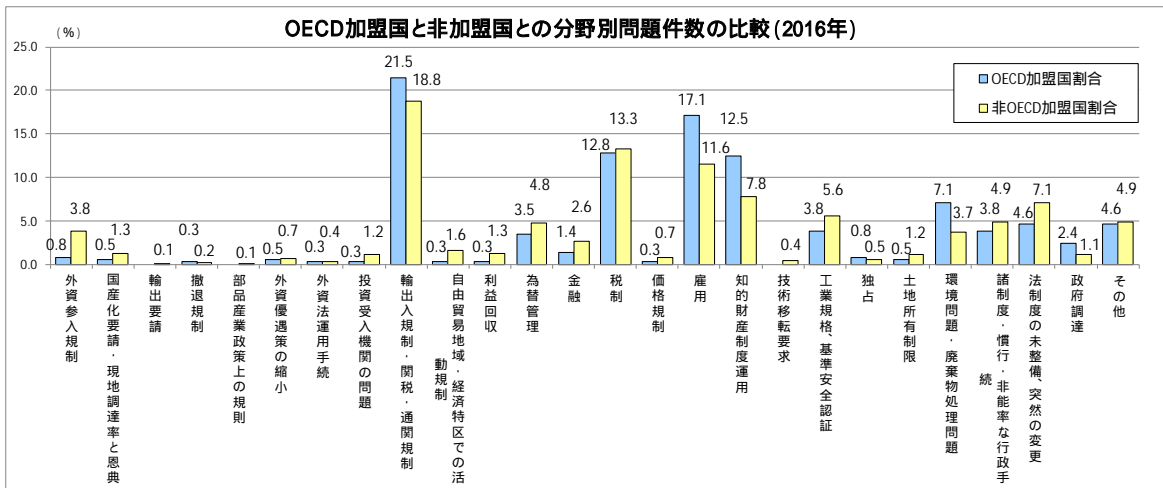
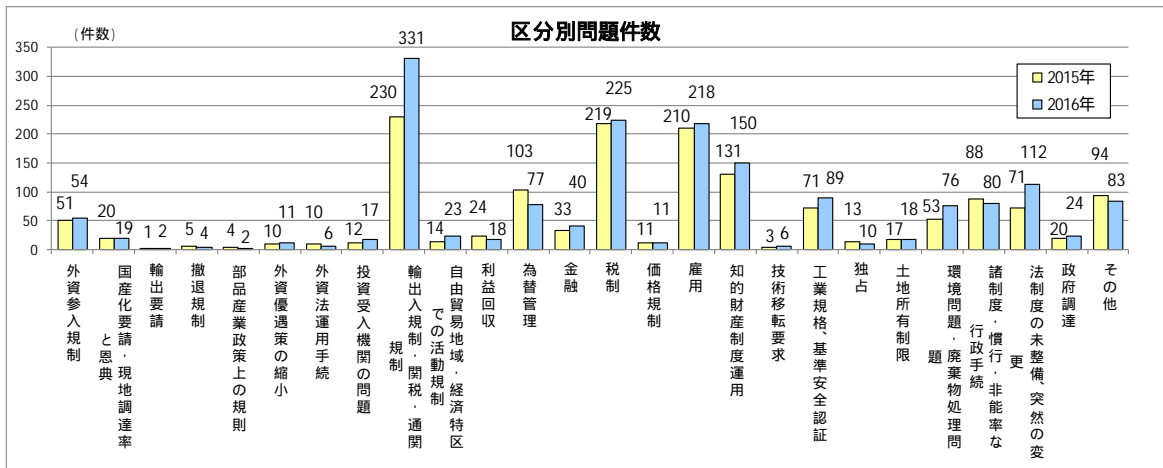
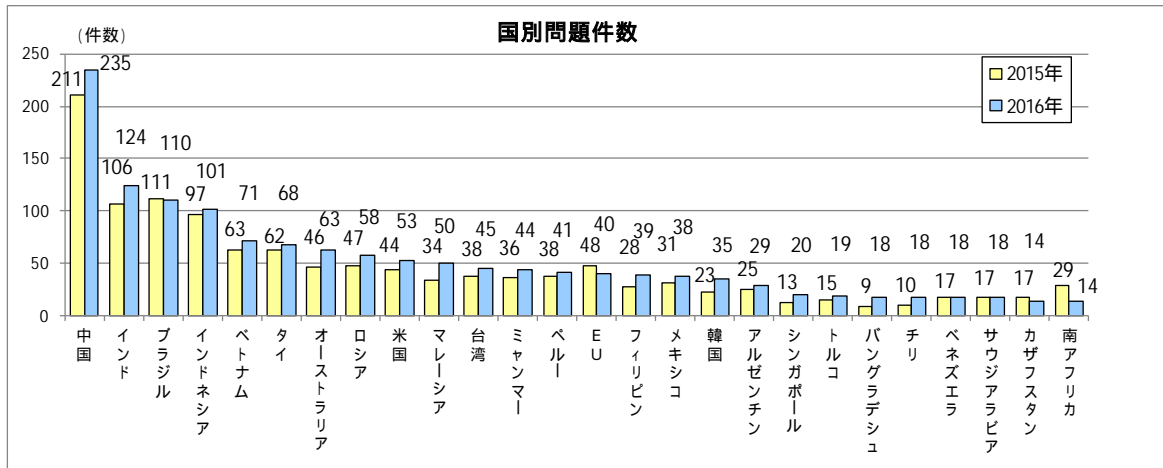
分野別においては、例年同様、輸出入規制・関税・通関規制、税制、雇用、知的財産制度運用に関する指摘が最も多い。今年度は対前年で輸出入規制・関税・通関規制が大幅に増加(+101件)した。一方、為替管理の問題が大幅に減少(26件)した。

先進国と新興国・途上国の比較では、先進国では、雇用、知的財産制度運用、環境問題・廃棄物処理問題、政府調達分野での割合が新興国・途上国に比べ高く、新興国・途上国では外資参入規制、国産化要請・現地調達率と恩典、自由貿易地域・経済特区での活動規制、法制度の未整備・突然の変更、諸制

度・慣行・非効率な行政手続、工業規格・基準安全認証、為替管理、金融分野の割合が高いこと。

地域別では、対前年比、アジアの大幅増加と中南米、大洋州では問題数が増加する一方、中東アフリカ、欧州は減る傾向にあり、地域差がはっきりと出たこと。

2016年速報版 各国・地域の貿易投資上の問題点と要望集計



世界経済は 2011 年以降成長率が低下して近年 2.5% 前後で足踏み状態が続く中、世界の貿易と投資も世界経済の成長率と相関して減速しています。かかる世界経済の低迷長期化にあつて、国際的に事業展開する企業は、中国の減速、ロシア、ブラジルのマイナス成長など主要新興国の更なる成長鈍化、先進国経済の伸び悩みと国内所得格差の拡大、長引く原油等主要一次産品価格の下落による資源輸出依存国経済の不安定、米国の利上げや英国の EU 離脱、中国の金融市場の脆弱・構造調整の遅れによる国際金融市場・為替の不安定、および世界各地での地政学的リスクと国際テロ、欧州や米国大統領選挙に見られる政治的な反グローバリズムが強まり、世界的に貿易・投資障壁の解消が難しくなっています。

こうした中で、本年は高水準で包括的な貿易・投資自由化規律を盛り込んだ TPP が署名され批准手続きが進められており、年内合意を目指して日 EU・EPA 交渉及び RCEP 交渉が行われています。WTO マルチラテラル（マルチ）の貿易円滑化協定の批准が進み、WTO のプルリラテラル（プルリ）交渉で合意した ITA 拡大協定の発効、環境物品協定（EGA）や新サービス貿易協定（TiSA）の交渉が継続して行われています。また国連 COP21 で合意した地球温暖化対策パリ協定の発効が決まりました。APEC でも環境物品の関税引下げが各加盟国で実施される一方、FTAAP 実現に関する共同の戦略的研究やサプライチェーン連結性枠組み行動計画が実施されています。WTO 紛争解決手続きでは、我が国が提訴していた中国の日本産高性能継目無ステンレス鋼管に対する AD 課税措置が撤廃され、ブラジルの自動車と情報通信への内外差別的な税制恩典措置に対してパネルが設置されました。二国間でも租税条約（ドイツ、台湾、ベルギー、チリ等）、投資協定（イラン、ケニア、TPP）、社会保障協定（インド）のネットワークが拡充されつつあります。ミャンマーで新投資法が成立し、インド議会が物品・サービス税（GST）導入を可決、中国が通関ペーパーレス化を全国規模で実施しました。我が国でも、投資環境整備アクションプランの策定、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブが実施されています。

このような貿易・投資の自由化・円滑化措置の進展は、まさに当協議会が昨年度提言の中で要望したところのものであり大いに歓迎するところですが、本年 1~2 月にかけて行った 2016 年度調査によると、日本企業が直面する貿易・投資障壁の改善は不十分で、従前調査の問題指摘の多くが残存しており、逆に新興国を中心に問題点の指摘数が 1 割強増加していることがわかりました。

今年度の提言は、我が国を代表する産業団体および企業から指摘された 1,706 件の問題を、  
．二国間・多国間で解決すべき貿易・投資障壁、保護主義的措置、  
．貿易・投資の自由化・円滑化を確保するための高水準の国際ルール作り・支援策の策定により対処すべきもの、の 2 つの分野に大別して、項目別に問題点を指摘し改善要望を提言することとします。政府におかれましては、本要望・提言への格別のご高配を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

## 2016 年度各国・地域の貿易・投資障壁改善に関する提言

### ・ 二国間・多国間で解決すべき貿易・投資障壁、保護主義的措置

我が国企業は、世界各国に製品を輸出し、またサービスを提供し、現地に投資して生産販売活動を行い、その利益を日本に還流するうえで様々な貿易・投資障壁・保護主義的措置に直面しており、現地政府等による不公正な政策措置や不透明な制度運用等への対応は困難を来している。また、法制度の整備が不十分であることから、ビジネスが不安定で効率が損なわれることもある。かかるビジネス上の困難やトラブルには、政府当局間での二国間協議に基づき、また二国間・多国間協定に基づき、問題の改善・解決が図られることが強く望まれる。

#### 1. 高輸入関税、関税引上げ、輸入抑制等（輸出入規制・関税・通関規制分野）

二国間協議、WTO・WCO を活用した紛争解決・ルール作り、EPA・FTA 網の拡大と活用、環境物品自由化による早期関税率引き下げにより解決を図る

高輸入関税は、直接的な輸入規制措置であるだけでなく（例えば、中国の時計製品（10-23%）・監視カメラ（35%）、ブラジルの電気製品（12-25%）・歯車（14%）、ベトナムの時計（10-25%）、タイのクロック（20%）、ロシアの腕時計（10-14.7%）、米国の時計（約 5%；部品毎の関税合算）・タイヤ（4%）・化学品（5.5%）、EU の家電製品（14%）・自動車（10%）・カメラの交換用レンズ（6.7%）、韓国の時計（8%）、アルゼンチンの一部電気製品（35%）、南アフリカのテレビ・冷蔵庫（25%）・エアコン（15%））、当該国国内の製品販売に影響を与えるとともに、税関当局による恣意的な関税分類を誘発する保護主義的措置である（例えば、メキシコによる太陽光パネルの発電機への分類（15%）、韓国による半導体露光装置用レンズのガラス製品への分類（3%））。

ロシアでは一部電機製品の関税引下げ遅延や国家財政の都合による関税引き上げが行われる。ミャンマーでは税関独自の価格で関税を賦課され、中国でも同様の賦課が行われることがある。アルゼンチンは、2015 年 1 月の WTO 上級委員会報告書を受けた是正措置後、新たな輸入事前承認制度（SIMI）を導入した。

我が国が EPA・FTA を締結していない輸出仕向け先（例えば、韓国、南アフリカ）が、第三国（例えば、EU、米国）と EPA・FTA を締結している場合、日本製製品は関税において劣後する。

## 【改善要望】

我が国国会による TPP の早期承認と、その早期発効による交渉参加国の関税の早期撤廃・削減を期待する。また、引き続き、日 EU EPA および二国間 EPA/FTA の締結・改定により、関税撤廃・削減の実施を要望する。

関係国において関税引き上げや輸入抑制等が行われる場合には、関連業界への早期連絡を行った上での二国間協議、および利害を共有する第三国・地域と連携した WTO ルールとの整合性確認を要望する。

交渉中の環境物品協定については、本年末までの合意を要望する。

英国の EU 離脱により生じる英国・EU 間の単一市場分割については、引き続き現在の EU 関税・通関手続制度が英国に適用されることを要望する。

## 2. 輸出入通関手続の煩雑さ・不透明さ・恣意性の問題（輸出入規制・関税・通関規制分野）

シングルウィンドウ構築、関税分類制度の整備、二国間官民協議、WTO ルールの活用、税関職員の訓練・教育により解決を図ること

我が国企業が日常的に直面している輸出入通関手続における非関税障壁として、通関手続の煩雑さ・不透明さ・遅延・担当官の恣意性の問題が、途上国・新興国を中心に多くの国で多数指摘されている（例えば、中国の輸入許可基準・免税基準の不透明・不統一、国際通念と異なる関税評価ルール、口頭による関税評価額の差額徴税、各地税関での分類不統一、頻度の高い開封貨物検査、インドの担当官による恣意的分類、インドネシアの単純記載ミスに対する対応の不統一、ベトナムの恣意的な遡及関税追徴、タイの関税評価・分類の恣意的適用、奨励金分配制度、ロシアの税関担当者による必要書類の相違、ミャンマーの担当官による輸入手続きの見解相違、サウジアラビアの明文化されていない関税免除基準、頻度の高い開品検査）。その他、領事査証の取得要請（サウジアラビア）、関税および関連税の還付手続の煩雑・遅延（インド）、ライセンス取得・登録の煩雑な手続や発給遅延（中国、インド、ブラジル、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、アルゼンチン）、通関書類への製品明細の現地語記載要請（ブラジル、ロシア）等非常に広範な指摘がある。

## 【改善要望】

WTO 貿易円滑化協定の早期発効とともに、協定内容を実施するための国内法整備が不十分な国は、急ぎこれを整備することを要望する。また、協定に関連して、関係国が関税分類、関税評価、特惠・非特惠原産地規則の事前教示制度を設けることを要望する。

我が国を含む各国において一層の通関手続の簡素化および電子化を推進し、シングルウィンドウ構築を促進することを要望する。

WTO 違反が疑われる特定国固有のルール、手続、ライセンス等の措置については、二国間での是正要請が功を奏さない場合、それにより被害を被っている

る米欧等第三国とも連携して WTO 提訴を検討するよう要望する。

### 3. 資源輸出規制の問題（輸出入規制・関税・通関規制分野）

WTO ルール・EPA 締結・二国間協議に基づき解決を図ること、また代替資源開発・調達先多角化に努める我が国産業界に支援が提供されること、将来的課題として輸出ルールの策定も必要

天然資源産出国は、近年資源保護・環境保護を名目に、自国産資源の輸出規制を強化している（例として、中国の一部フェロアロイ、ネオジムフェロボロン等原材料への高い輸出税賦課、インドネシアのニッケル等未精錬鉱石輸出規制、インドの鉄鉱石輸出税賦課、ベトナムの粉炭輸出禁止）。規制措置はこうした資源を直接・間接に使用する製品コストを上昇させ、またこれらの製品を製造するメーカーの競争力を著しく弱めることとなる。

日・米・EU が共同して WTO 提訴した中国のレアアース・タングステン及びモリブデンに対する輸出制限措置が WTO 違反とパネル裁定されて、昨年中国は輸出関税を撤廃するに至っており、さらに米国は中国がコバルトや銅などの自動車製品等の原材料の輸出に不当に課税して価格をつり上げているとして、WTO パネル設置を要請している。

#### 【改善要望】

不当な資源輸出制限に対しては、政府は早急に二国間協議により改善を図るとともに、代替資源供給の確保、代替技術開発支援などの企業対応を要望する。

天然資源産出国と EPA を締結する際は、日・豪 EPA や日・モンゴル EPA のような我が国への天然資源の安定供給に関する規定を含めるよう要望する。二国間交渉・EPA の天然資源条項に基づき解決できない場合は、中国のレアアース輸出規制への対応と同様、規制措置の影響を受ける輸入国が共同して又は第三国参加して、WTO 紛争解決メカニズムに基づき、協議・問題解決を図るよう要望する。

### 4. サービス分野への外資参入制限問題（外資参入規制分野）

二国間協議・EPA サービス章・投資協定での自由化確保、および新サービス貿易協定（TiSA）の早期締結により問題解決を図ること

途上国・新興国では小売業等サービス産業に対し、出資比率の上限設定や店舗数規制、特定業種参入規制等、地場の中小企業保護の外資規制が今なお多く残存している（例えば、中国の付加価値通信業務・建設プロジェクトへの外資マジョリティー参入規制、流通業自由化約束の不実施、インドネシアの卸売業・小売業・建設業・自動車販売業・飲食業・石油ガスサポートサービスへの参入規制、タイの卸売業・小売業を含むサービス業への参入規制、ミ

ヤンマーの輸出入・国内販売業への参入規制、サウジアラビアの商品マーケティング・本社名義代行取引への参入規制)。

#### 【改善要望】

サービスの市場アクセスの自由化に向け、調達・製造・運送・流通販売・アフターサービス・メンテナンスなどサプライチェーン支援サービスの自由化を EPA・投資協定に盛り込むことを要望する。また、EPA に官民参加のビジネス環境整備委員会を設けてサービス貿易に係る障壁を協議のうえ改善を図る。

WTO での TiSA 交渉の早期終結・発効、その後の参加国拡大、及び投資協定締結国の拡大を要望する。

#### 5. 直接投資に係るパフォーマンス要求問題、撤退規制の透明性の欠如、外資優遇策の縮小、二国間投資協定の不足（外資参入規制分野）

二国間・広域 EPA 締約国間または投資協定締結国間での協議、あるいは投資協定の新規締結国の拡大・既締結国との投資協定高水準化により問題解決を図ること

途上国・新興国では、出資比率の上限設定や過半数株式の現地譲渡義務を含む企業設立時の外資参入規制（例えば、中国の事業範囲の制限、インドの最低株主数 2 名の規制、インドネシアのダイベストメント義務、ベトナムの投資プロジェクト期間制限、タイの工場拡張規制）、政府調達入札からの外資排除（例えば、中国の市レベル以上の政府プロジェクト参入規制、ロシアの公的資金を使用する入札参加のためのロシア企業としての認定、マレーシアの政府調達入札からの外資排除、サウジアラビアの国の省庁や国営企業の入札における資格要件）、優遇措置とバーターでのインセンティブ付きパフォーマンス要求（例えば、ブラジルの税制優遇措置とのバーターによる現地調達率、南アフリカの黒人経済力強化政策遵守とバーターでのプロジェクト受注）等の要件が外資に課されている。中国では外資優遇税制が全廃された一方で、自国企業への不公平な優遇措置が補助金交付や政府調達等で講じられている。その他、タイ、マレーシアでも外資優遇策は縮小の方向にある。ブラジルでは自国籍船使用と自国保険主義の要請事項があり、イランも自国船の優先配船がある。また中国は清算・撤退・減資手続が不透明で、インドネシアでは減資にあたり全債権者の合意が必要となる。

#### 【改善要望】

外資企業への優遇措置を縮小・撤廃する場合は、現地企業に適用されている優遇措置と同じ優遇措置の外資への適用拡大など優遇措置の内外無差別を要望する。

ローカルコンテンツ要求や輸出要求、現地雇用要求、技術移転要求などのパフォーマンス要求（インセンティブ付きか否かにかかわらず）を投資協定、

EPA 投資章の中で禁止するよう要望する。

外資受け入れ国は外資の撤退の自由を保障すると共に、減資や清算、撤退の許認可条件等を国内会社法や我が国との二国間投資協定に明文化するよう要望する。

5月に我が国政府が発表した「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン(「アクションプラン」)を評価するとともに、2020年100カ国・地域との質の高い投資関連協定締結の目標を是非達成することを要望する。その際、新規締結の希望優先順位としては、ブラジル、アルゼンチン、チェコ、南アフリカ、UAE等を、既締結国の中での、高水準化への改定希望優先国として、トルコ、中国、インド、ロシア、タイ等を要望する。

6. 国際的にみて厳しい、独自の工業規格・基準安全認証・環境基準の制定あるいは突然の制定・改正、不透明・煩雑な審査・認可手続、環境規制の不透明等の問題(工業規格・基準安全認証分野、環境問題・廃棄物処理問題分野)

二国間協議、WTOルール活用、現地大使館・日本商工会議所・現地進出企業からの要望、利害を共有する第三国政府との共同働きかけあるいは業界間交流支援により、改善、解決を図ること

新興国・先進国ともに、規格・基準、環境については、多くの問題がある。規格・基準問題の一つ目は、国際的に見て厳しいあるいは独自の基準への対応の難しさである(例えば、中国の事務機器に関する独自情報セキュリティ規格、国家基準を上回る地方政府の独自ルール、インドの鉄鋼製品に関する独自規格、オーストラリアのエアコンに関する独自省エネ規格、ロシアの国際規格・EU法と異なる製品安全規制、マレーシアのUN規則独自解釈、韓国独自の薬事許可審査基準、サウジアラビアの独自スペックに基づく出荷前・通関検査要請)。二つ目は、認可取得、審査の手続、規格発行の煩雑さ、不透明さ、長期化である(例えば、中国のCCC認証に関する提出書類の多さ、インドの電子情報技術製品に関する事前登録手続の煩雑・遅延、ブラジルの医療機器・医薬品に関する登録審査手続の煩雑・遅延、インドネシアの工業規格・安全認証取得の煩雑・遅延、ベトナムのEMC認証機関の認定基準の不透明さ、タイの工業標準局規格審査手続の長期化、ロシアの医療機器審査基準・過程の難解さ・提出書類の多さ・審査の長期化、マレーシアの鉄鋼製品に関する厳格な適合性評価手続の煩雑さ、韓国の工業規格・基準安全認証取得の長期化、南アフリカの安全規格認証取得の長期化)。三つ目は、表示義務に関するものである(例えば、中国のエネルギー効率ラベル実施に関する猶予期間の不足、インドの省エネラベル制度の細部が不明確、突然の表示要求事項変更、ベトナムの省エネラベル制度の不透明さ、メキシコのラベル表示測定規格の不指定と省エネラベル評価手続の煩雑さ、アルゼンチンの省エネラベリング規制実施日未確定の中での規則発効、南アフリカの省エネラベル制度の不透明さ)。



環境については、規制内容に関する情報量の不足（例えば、中国の WEEE の適合性評価制度やリサイクル基金の詳細情報不足、RoHS 標識標準施行日の未発表、インドの WEEE・RoHS の情報不足による対応の難しさ、ベトナムの WEEE 運用に関する下位法の未発表）、法規則施行の猶予期間の不足（例えば、中国の電器電子有害物質使用制限管理弁法の公布～施行は 5 ヶ月）、規制対象となる製品・化学物質が法令で特定されていない（例えば、中国 RoHS の規制対象製品が不明確）、米国、EU の加盟国、国・州で異なる環境法規の解釈・運用の問題がある。

### 【改善要望】

製品の開発・販売スケジュール遅延やコストアップ要因をもたらす規格・基準、環境規制については、IEC 等国际基準への整合性を基本とし、企業あるいは業界からの要請に基づき、二国間協議あるいは WTO の貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）の活用、現地大使館・日本商工会議所からの働きかけ、あるいは第三国と共同での官民ベースの働きかけを行うことを要望する。

州によって異なる規制・基準および手続の連邦レベルでの統一、制度・基準・手続の変更にあたっては一貫性・整合性・透明性の確保、実施にあたっては現地進出企業への早い時点での情報提供と、企業の意見を反映した上での十分な猶予期間の付与を要望する。

英国の EU 離脱により生じる英国・EU 間の単一市場分割以降も、EU の現行工業規格・基準安全認証・環境基準、関連法規制が維持され、英国に適用されることを要望する。

## 7. 知的財産権保護不十分や模倣品取締不足等の知的財産権問題（知的財産制度運用分野）

偽造品の取引の防止に関する協定（ACTA）の拡大、EPA・FTA の締結、水際国際協力の構築、知的財産法制度整備への協力、特許審査ハイウェイの拡充、二国間官民協議により改善、解決を図ること

今日、知的財産権の保護強化は国際的に浸透しているが、保護の水準、内容が不十分な国が多々あり、また保護強化の厳しい国と不十分な国の程度の差も大きい（不十分との指摘が出ている国は、例えば、中国、インド、ブラジル、タイ、ミャンマー）。一方、途上国・新興国市場での活動を強化している我が国企業は、権利出願手続に長期間を要するとの問題を抱えているケースが多い（例えば、インドの商標審査（2-5 年）、ブラジルの特許審査（8-9 年）、EU の特許審査（4 年）、その他メキシコの特許審査も長いとの指摘あり）。模倣品・海賊版の生産・流通源である中国への問題指摘が最多で、世界全体の 16%を占める。中国の行政執行の弱さ、刑事告発のための高い基準・軽い刑罰が知的財産権侵害の悪質化を招き、海外市場での被害を拡大させている

とするもの、特許ライセンス契約に関する煩雑な届出・登録事務、外国企業にとり不利な特許侵害訴訟の手続きの煩雑さと不公正さ、内外格差の可能性がある中国向け技術輸出者に課す品質保証制度等がある。先進国については、米国の、出願に伴う、外国での引例、出願事実や審査結果等についての書類提出要請の負担軽減を求める指摘が、EU では私的複製補償金の統一（または廃止）や書類翻訳の高コストについて、オーストラリアでは私的複製に関する権利者の権利制限を求める声等がある。また、TPP 参加国であるオーストラリア、米国、メキシコ等では、著作権の保護期間、著作権侵害の一部非親告罪化等についての懸念指摘もある。

### 【改善要望】

ACTA 加盟国を途上国・新興国に拡大する。また知的財産権全般の保護についての問題は、WTO TRIPs 協定に基づき、WTO 紛争解決手続きによる問題解決を検討する。

現在交渉中の EPA/FTA の知財章において、TRIPs および ACTA と同水準あるいはそれ以上の規定を盛り込むことを要望する。また、規定策定にあたっては我が国産業界の意見を聞いて反映するよう要望する。

各国税関での差止措置について、措置の対象となる知的財産権を共通化すると共に、その強化および輸入差押に関する国際協力体制を構築するよう要望する。

中国等新興国において実施されている一連の知的財産権法の改正に係る実施規則の整備において、我が国特許庁や税関等が運用経験に基づきコメントや指導を行い、法制度整備支援を提供することを要望する。

特許審査ハイウェイについて、特許出願が多く審査遅延が目立つ国・地域の特許庁との間でこれを拡大し、データベースを共有すると共に、出願にあたっての開示情報簡素化を促すよう要望する。

新興国で広く修正実体審査制度（MSE 制度）の導入を働きかけ、出願人が自発的に対応、外国の登録クレームを提出することで審査を迅速化する。

私的複製補償金制度については、同制度を有するそれぞれの国において官民のベースで撤廃または改定に向け協議するよう要望する。

## 8. 税制度の問題と国際的に合意された税制度への我が国を含む対応の問題 (税制分野)

政府・関係機関への相談、二国間官民協議、租税条約の拡充、OECD ガイドラインのようなグローバルスタンダードの移転価格税制への活用、WTO の活用により問題の改善、解決を図ること

税制度の問題として、多くの新興国において、複雑で突発的、また頻繁に改正される税制および恣意的な徴税と還付遅延の問題、独自のあるいは恣意的移転価格税制や PE（恒久的施設）課税の強化の指摘がある。（例えば、複雑

あるいは複層化したわかりにくい税制度（インド、ブラジル）、頻繁な税制改正（インド、ブラジル、インドネシア、メキシコ）、還付制度の不備・遅延（中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナム、タイ、ロシア、マレーシア、メキシコ、アルゼンチン）、外資には連結納税制度が認められていない（中国）ことや、連結納税制度自体が欠如している（ブラジル、ロシア）、移転価格税制の不透明・恣意的運用（中国、インド、ブラジル、インドネシア）、ロイヤルティーの否認（インドネシア）、PE 認定範囲の一方的拡大適用や不透明さ（中国、インド、インドネシア、ベトナム、タイ、ロシア）、国際的に合意された税制度への対応の問題として、OECD ガイドライン等グローバルスタンダードに沿わない独自の移転価格税制制度（中国、ブラジル）の問題がある。また BEPS（税源浸食と利益移転）関連では、中国は、中国に究極の親会社が無い場合でも移転価格の国別文書を提出する義務があり、提出時期も親会社所在国で予定される時期よりも早い時点となっている。オーストラリアも BEPS 対応の過度な企業税務情報の開示を求めている。

#### 【改善要望】

課税の基本的原則や手続は、OECD ガイドラインや G20 での決議といった公正で透明性の高い国際的な共通ルールを基に策定されるべきである。特に、OECD/G20 の BEPS プロジェクトの各国での実施にあたっては、我が国民間企業に対し、過度の事務負担や情報開示等による課税リスクと手続コストを増大させないよう十分な配慮を要望する。また BEPS 最終合意に反する EU や豪州の情報公開制度案の実施阻止を要望する。

租税条約の新規締結および、既存条約がある場合でも相互協議規定、事前確認制度規定、仲裁規定を含む高水準の条約へ改定することを要望する。優先的締結を望む国としては、EPA・投資協定を締結済あるいは交渉中のミャンマー、イラン、アルゼンチン、ペルー、モンゴル、アルジェリア等、資源開発やインフラ関連の大型プロジェクトを有する中南米、アフリカ諸国等がある。また既締結国の中で、租税条約のより高水準化への要望を行う優先国として、インド、インドネシア、カナダ、韓国、シンガポール、タイ、中国、ブラジル等がある。

WTO 違反が疑われる特定国固有の内外差別的税制措置については、それにより被害を被っている米欧等とも連携して WTO 提訴を検討するよう要望する。

### 9. 外貨・為替管理、利益送金規制問題（利益回収、為替管理、金融分野）

**送金の自由を保証する投資協定の締結、租税条約における PE 等の定義の明確化、PE 認定課税・送金問題に関する二国間相互協議や官民協議により問題の解決を図ること**

利益回収の問題として、多くの途上国・新興国で外貨管理の強化や送金規制、ロイヤルティー制限の問題が指摘されている（例えば、中国の送金手続の煩雑さ・複数当局の許可が必要となるロイヤルティー送金、インドの送金名目

の限定と手続きの煩雑さ、ブラジルのロイヤルティー支払期間・上限料率の設定・当局への契約書登録、インドネシアのロイヤルティー送金困難、タイの送金手続きの煩雑さ、ロシアの送金手続きの煩雑さ、ミャンマーの多数の外為送金規制の存在、メキシコの外国送金時の中央銀行報告義務、アルゼンチンのドル支払遅延要請と煩雑な手続・サービス対価の実質送金不許可)。その他、ロイヤルティーへの課税(中国、ブラジル)の問題がある。また多くの途上国では外貨管理上実需原則をとっており、先物為替予約ができず為替リスクを軽減することができないという問題がある(例えば、インドのエビデンス作成・提出の負荷、インドネシアのグループ内金融会社とのルピア取引の不可、ベトナムの金融機関による実需取引の確認)。

### 【改善要望】

既存の投資協定(EPAの投資章も含む)の改定により、また未締結の国とは投資協定を新たに結ぶことによって、投資家、投資財産の保護、特に協定上企業資金の送金・受取自由の確保を図るよう要望する。新規締結の希望優先順位としては、ブラジル、アルゼンチン、チェコ、南アフリカ、UAE等を、既締結国の中での、高水準化への改定希望優先国として、トルコ、中国、インド、ロシア、タイ等を要望する。

ロイヤルティー送金について特に厳しい、また独自の規制を持つ中国、ブラジル、インドネシアについては、ロイヤルティーの料率や支払期間について投資受け入れ国が介入しないこと、ロイヤルティーへの源泉課税免除、送金の自由に関する規定を投資協定・改定協定の中に必ず入れることを要望する。

## 10. サプライチェーン・セキュリティーに係る企業負担問題(輸出入規制・関税・通関規制分野)

AE0、特定荷主および特定フォワーダー(KS/RA)等の認定事業者のベネフィットが高まるよう、WCOやICAO等の国際機関に働きかけ解決を図ること

テロからの安全確保と貿易円滑化の両立を図るツールとしてAE0制度やKS/RA制度が確立されているが、事業者は、複数のセキュリティープログラムへの適用に負担感を覚える一方、使い勝手が今一つと考えられている。具体的には、ロシアではAE0制度のメリットの低さ、米国ではC-TPAT対応による工数・費用増、船積み前24時間ルール・10+2ルールによるリードタイムの延長、EUでは船積み前24時間ルールによる商品滞留時間の長期化について指摘が出ている。この他、ASEANで唯一、船積み前と輸入通関時の検査が必要となるインドネシアでは、負担が大きいことと、粗荒な開梱検査による貨物ダメージの発生がある。インドでは過度に厳格な貨物検査が実施され、同様にリードタイムの増加と貨物へのダメージ発生がある。

### 【改善要望】

WCO や ICAO 等サプライチェーンセキュリティー関連ルールを策定している国際機関と協議し、複数のセキュリティープログラムの調和化、優良企業への優遇策の導入（例えば、認定要件の緩和、保証金の引き下げ、関税納付の延長、検査率引き下げによるリードタイムの短縮）、各国のセキュリティールールの統一を図ることを要望する。

## 11. ビザ等人の移動問題、現地雇用問題（雇用分野）

ワンストップサービスの導入、人の移動の円滑化を含む EPA 締結、広域ビジネス・トラベル・カードの導入、EPA ビジネス環境整備委員会を含む二国間官民協議、社会保障協定締結により改善を図ること

雇用に関する一つ目の問題として、ビザ発給の厳格化がある。世界的に国内雇用優先政策および国際テロ対策を採る傾向があることから、先進国・途上国にかかわらず、ビザの発給規制によって外国人の入国審査手続と就労制限を厳格化する傾向があること、そのため、その取得・運用に時間・工数がかかること、あるいはその申請手続が必ずしも明確ではないこと等の指摘が多い。（例えば、途上国・新興国では、中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナム、タイ、ロシア、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、南アフリカ等。先進国では、オーストラリア、米国、EU、韓国。この内、南アフリカは当局が外注している企業を通して申請するための手間が、オーストラリアは申請コストの高さが、米国は更新時の第三国出国が、EU は国による手続きの差異が問題とされている。）また、インドネシアでは、ビザ発給の条件として、現地語の能力試験を課す動きがある。

二つ目は現地の雇用と労働法制の問題である。中国、ブラジル、インドネシア、ロシア等の途上国・新興国のみならず、先進国でもオーストラリア、韓国では、労働者を過度に保護する法制度があり、企業は対策に苦慮している。メキシコの労働者利益分配制度にも批判が強い。また、ブラジル、インドネシア、タイ、サウジアラビア等途上国・新興国では、外国人と内国人の従業員人数比や賃金比の規定があり、フレキシブルな人事政策を取ることができない。

三つ目は社会保障協定の拡充である。我が国の社会保障協定の締結数は未だ少なく（現在発効済みのものは 16 協定）、特に新興国との締結数は甚だ少ない状態にある。

### 【改善要望】

ビザ・入国手続きについて、EPA 締結国との間では、滞在許可、就労許可の申請許可手続きのワンストップサービスや併せて各種ビザ発給の諸手続を補完的に連結する包括的サービスの導入を要望する。これにより、帯同家族を含む企業内派遣者の入国・滞在・就労許可・社会保障・納税手続・運転免許証発行について、利便性・迅速性が確保されるよう要望する。

現在 APEC で導入され、TPP でもその強化が確認されている APEC ビジネス・

トラベル・カード（ABTC）は APEC 内を頻繁に移動するビジネスマンにとって有用な便宜であり、RCEP を始め、我が国が EPA を締結している国および締結交渉を行っている国・地域への導入拡大を働き掛けるよう要望する。米国については、米国内でのビザ更新手続が早期に可能となるよう強く要望する。

また雇用問題について、海外関連会社あるいは提携先に赴任する経営幹部、上級管理者、技術者等専門職員といったキーパーソンは、現地において多数の雇用を作り出すための企業内派遣者であり、また現地労働市場でも競合しないことから、一時滞在ビザ、就労ビザ取得の簡素化、迅速化、入出国審査の際の円滑化の便宜供与を要望する。更に、これらキーパーソンは雇用者総人数・給与総額に占める割合規制の対象外とするよう、二国間あるいは EPA 交渉の際取り決めることを要望する。

社会保障協定については、今後、OECD 加盟国のみならず非加盟国、途上国との社会保障協定の早期締結を要望する。特に派遣駐在員の多い中国との協定については、政府間レベル、ビジネス環境整備委員会に代表される官民レベル、及び現地の日本商工会議所を経由した民間レベルでの働きかけを通じ、一日も早い発効を要望する。

労働者・労働組合に有利な労働法制や慣行、調停・裁判の決定を中立的、国際慣行に沿った制度でフレキシブルに運用するよう要望する。併せて企業内派遣者への課税制度についても、現地政府や業界団体との定期的な意見交換により改善を要望する。

## 12. 法律、規則、制度の透明性に関する問題等（諸制度・慣行・非能率な行政手続分野、法制度の未整備・突然の変更分野等）

二国間官民・投資協定 / EPA 締約国間協議、ノー・アクション・レターの導入、法整備・人材育成支援、高水準の投資協定・EPA 投資章の拡充を通じて改善、解決を図ること

途上国・新興国を中心に、経済政策・経済実態に対応しない関連法制度の改定がなされたり、一貫性のない経済政策に対応するため、あるいは経済実態の急速な変化を後追いするべく法制度の制定、変更が頻繁になされている。このため、これら制定・変更される法律の実施規則の制定が遅延したり突然制定・実施したり、さらにはその執行・運用が恣意的になされる事例、内外差別的になされる事例が、非常に多く見受けられる。このため輸出企業のみならず現地に投資して経営を行う外資企業にとって予見可能性の無い、多大なコスト負担を強いる結果となっている。

- (1) 新法制定・法律改定、規格認証取得・ラベリング・規制措置等の措置が、予告・告知期間なく、ある日「突然」制定、変更、開始されること。（中国、インド、ブラジル、インドネシア、ベトナム、タイ、オーストラリア、ロシア、米国、マレーシア、ミャンマー、アルゼンチン）
- (2) またこうした措置が、企業にとり対応が不可能なほど発表から施行まで

- の猶予期間が「短い」こと。(中国、インド、ロシア、韓国、アルゼンチン)
- (3) 新法制定・法律改定後具体的な施行規則や詳細ルールの制定・公表が行われないため、不要な「混乱」「停滞」を招くこと。(中国、インドネシア、ベトナム、タイ、オーストラリア、マレーシア、韓国、アルゼンチン)
  - (4) 各種書類の作成にあたり、英語以外の「ローカル言語」による記入が要請されること。(ブラジル、インドネシア、ロシア、ミャンマー)
  - (5) 「不明確な」不動産所有・使用权・登記制度。(インド、ベトナム、ミャンマー)
  - (6) 「時間がかかる」会社設立、認可取得、登記手続き等行政手続き全般。(ブラジル、オーストラリア、メキシコ)

### 【改善要望】

二国間政府のハイレベル協議や EPA ビジネス環境整備委員会又は経済緊密化委員会、経済協力合同会議などの二国間官民協議において、政策・制度の執行における遅延や恣意的運用を抑制するため、関連法令の公表・事前教示・パブコメ募集、照会所の設置、運用細目・手続きの策定・公表、審査と上訴などの具体的な規律を整備し、透明性を高めるよう要請する。

近い将来とろうと企業が考えている措置について、速やかな判断を下せるよう、措置の違法・適法性に関する「ノー・アクション・レター」制度の導入を各国行政機関に働きかける。

二国間政府協議や EPA の協力のフレームワークで、法制度の簡素化などの法整備支援を中心目的に、「アクション・プログラム」および「キャパシティ・ビルディング」の導入を図る。

政府の約束履行に関するアンブレラ条項、公正衡平待遇や ISDS (投資家対国家間の紛争解決条項) 等を規定に含む高水準の投資協定・EPA 投資章の締結あるいは改定を拡大し、現地政府の突然の政策変更リスク、とりわけ国有化や接收宣言等から投資を護る備えを策定する。

## ・貿易・投資の自由化・円滑化を確保するための高水準の国際ルール作り・支援策の策定により対処すべきもの

我が国が国際社会で行う新たなルール作り、支援策策定への貢献としては、3つの分野が考えられる。

一つ目は、WTO等の既存の国際法秩序で規律されない国家安全保障、個人情報保護、環境・健康への安全、人権、テロ・武装組織の資金調達防止、多国籍企業活動への政府規制の強化等を目的とした規制措置として企業は遵守を迫られているものである。

二つ目は、従来より、我が国は、貿易・投資の自由化・円滑化を確保する高水準の国際ルールを作るため、WTO マルチ、プルリでの貿易・投資自由化交渉に参加すると同時に、複数の広域 EPA・FTA 交渉を並行して進め、二国間でも EPA・FTA を締結・交渉してきている。今後は、こうしたマルチ、プルリ、バイの場で、我が国は更なる貿易・投資自由化の推進役となることが期待されているところである。

三つ目は、新興国による新開発銀行（通称：BRICS 開発銀行）やアジアインフラ投資銀行（AIIB）に見られるように、伝統的な投資開発銀行とは異なるインフラ投資銀行が出現してきていることである。今後の運用については、保護主義的な組織運営が行われぬかどうか注視をしていく必要があり、また翻ってこれら新興国機関との競争意識をもって、アジア開発銀行や世銀などの既存の国際機関の変革を促し、JBIC や JICA など我が国の制度金融のサービス向上により新興国・途上国向けインフラ整備支援を積極的に進める必要がある。

### 1. 各国が情報化社会の人権保護、国家安全保障、国際テロ防止、多国籍活動規制などの目的で導入する一方的措置に随伴する新たな保護主義への対応

各国が国際的な調整を行うことなく一方的に実施する規制措置の導入に際してステークホルダーである企業・産業団体が国際的に連携して、企業の健全な事業活動を阻害しない透明性のある法制度・実施規則・運用を確保するよう当該国に要望・提言するとともに、政府におかれては国際的に整合性のとれた透明性のあるものとするよう関係国に働きかける。

ロシアやベトナム等では、情報セキュリティ、個人情報保護、国家安全保障といった目的に基づく越境規制（例えば、パーソナル・データの国内保管やサーバーの国内設置）を意図する法律・法案が出ている。また、セキュリティを根拠とした規制としては、中国でも銀行業 IT 機器セキュリティ規制の動向がある。国際テロ対策として、米国をはじめとして各国で人と貨物の入国管理規制が強化され円滑な物流や人の移動の障害要因となっている。



また、OECD/G20 において多国籍企業の国際的租税回避防止の新たな規律を策定する BEPS 行動計画の国内法整備が順次実施されている。これら規制措置の特徴は、WTO 協定上の違反とは言い難くその目的に反論を行いづらい反面、その背景には人権保護や国家安全保障強化とともに自国産業の保護・育成、外国籍企業活動の管理強化といった目的がある。問題は、これらの規制措置は企業との事前の十分な調整なく導入され、とくに外資企業・多国籍企業がその規制措置に対応するためには、その措置が意図する目的に比較してバランスを欠くほどの膨大な工数、コスト、時間をその管理に要することである。

### 【改善要望】

これらの規制措置は、国際間でビジネスを行う企業に過大なリスクとコストを課すことなく、関係企業の実態を十分に把握したうえで措置の国内法制度の構築と実施を行うことが望ましい。

パーソナル・データの国内保管やサーバーの国内設置義務については、TPP の電子商取引における規制禁止規定と同等の規定が EPA・FTA、投資協定締結の際に入ることを要望する。EU の個人情報保護については、EU 当局への十分性認定の申請あるいは EU とのプライバシーシールド協定の締結を要望する。

BEPS 行動計画の検討において無形資産の価値創造の源泉を親会社の研究開発機能に求める原則で今後の議論を進めるなど国際社会が定め合意した共通のルールを協調的に執行することを我が国当局から働きかけを要望する。また BEPS 行動計画の各国法制改正整備において企業に追加負担のない制度設計と運用を行い、また国際的に整合性のある制度を足並みを揃えて実施することを要望する。

## 2. WTO プルリルールによる貿易・投資自由化の拡充

### 環境物品協定 (EGA) の本年末までの締結、新サービス貿易協定 (TiSA) の早期妥結、政府調達協定 (GPA) 加盟国の拡大

WTO プルリの中でルール策定交渉が行われている環境物品協定 (EGA) および新サービス貿易協定 (TiSA) の締結による自由化の経済効果は大きく、世界および日本の貿易・投資を拡大する高水準の国際制度インフラとして必要である。また、本年発効した ITA 拡大は、我が国としても速やかに国会承認を終え、協定の仲間入りを果たすことが期待されている。EGA についても、品目・ステージングを含む本年末までの合意・締結を目指し、環境物品の関税撤廃により温暖化ガス排出削減等による持続的成長に貢献する必要がある。WTO 政府調達協定 (GPA) については、これに加盟していない途上国・新興国が未だ多数あり、例えば、中国では地方政府も含めた政府調達での自主創新製品優遇措置やバイチャイニーズを実施し、マレーシアではプミプトラ企業からの調達に限定している。一方、協定に加盟する先進国でも、米国では長年にわたり政府調達でバイアメリカン法を実施しており、EU は公共調達にお

いて、第三国の調達条件が EU から見て平等でない場合には、EU への応札を制限するレシプロ要求の提案を欧州委員会が行っている。

#### 【改善要望】

ITA 拡大協定について、我が国は速やかに国会承認を行い実施することを要望する。

環境物品協定（EGA）は、関税即時撤廃を基本とした、一部品目で最長 7 年のステー징を許容にて、2016 年末までに速やかな合意を行うよう要望する。また最終合意の中には、定期的な対象品目見直しスキームを含めるよう要望する。さらに EGA 参加国を ITA 同様に拡大するべく新興国・途上国に広く働きかけることを要望する。

TiSA については、WTO のサービス貿易協定（GATS）を超える高いレベルの自由化を目指すこととし、合意後には、例えばサプライチェーンに関わるサービス分野で保護主義的措置を取っているアジア等新興国・途上国まで広げて、参加国拡大を広く呼びかけることを要望する。

WTO の政府調達協定（GPA）に関し、( ) GPA 加盟国である米国のバイアメリカン法や EU の公共調達レシプロ要求に対して、FTA 締結国は適用対象外とする。( ) 中国や東南アジア等の WTO GPA 非加盟国に対して、GPA への早期加盟（改正議定書を含めて）を働きかけるよう要望する。( ) 我が国が今後締結又は改定する FTA・EPA においては、TPP の規定をモデルとした政府調達に関する条項を入れることを要望する。

### 3. WTO マルチルールによる貿易・投資自由化の拡充

#### ドーハ・ラウンドのペンディング ルール分野の早期合意、貿易円滑化協定（TFA）の早期発効

WTO ドーハ・ラウンドのペンディング分野、とりわけ我が国はアンチ・ダンピング手続の透明化、適正化が重要と考えている。今日、中国、インド、ブラジル、インドネシア、タイ、オーストラリア、米国、EU、メキシコ、韓国等では、鉄鋼製品を中心にアンチ・ダンピング措置が多数発動され、また一度発動されるとアンチ・ダンピング税の賦課期間が長期化する傾向にある。貿易円滑化協定（TFA）について、我が国は本年国会承認を終えたが、協定発効には WTO 加盟国の 2/3 以上の批准が必要である。（本年 9 月末時点で 94 カ国が批准。）

#### 【改善要望】

WTO ドーハ・ラウンドのペンディング分野であるアンチ・ダンピング手続の透明化、適正化については、引き続き WTO での議論を継続するよう我が国政府からの働きかけを要望する。また、中国の市場経済国認定問題については、EU、米国と緊密な連携を取り、我が国としての態度表明を行うことを要望する。

TFA については、早期発効に向け未承認国に対し、承認を急ぐよう我が国および既批准国から積極的に働きかけを行うよう要望する。また、各国国内法制化にあたっては、関税分類、関税評価および特惠・非特惠原産地規則の事前教示制度を設けること、ならびに国際社会で一般的に行われる一貫性のある関税分類・関税評価を行い、不公正な輸入事前手続・検査の排除を採用するよう WTO での働きかけを要望する。

#### 4. 公正で質的に高い国際金融支援、途上国・新興国の不十分な産業・生活インフラの整備・協力支援

新たなインフラ投資銀行については、同様の価値観を共有する第三国政府、国際機関、NGO と連携を行うこと、新興国・途上国への産業・生活インフラについては官民一体となった整備支援を行うこと

AIIB を始めとする新たなインフラ投資銀行については、運用が開始され実績が出始めている中で、IBRD 等との協調融資案件以外の単独融資案件については、投資にあたり環境や人権といった普遍的価値を尊重できるのか、保護主義的な運営が行われないのか等の懸念指摘が相変わらず多い。

途上国・新興国では、産業インフラの整備による産業の規模拡大と生産性の向上支援と共に、各種生活インフラの整備による都市化や貧富格差の拡大に対処する必要が生じている。(例えば、電力供給インフラ - インド、インドネシア、ベトナム、タイ、ミャンマー、港湾インフラ - インド、ブラジル、メキシコ、道路インフラ - インド、インドネシア、ベトナム、マレーシア、鉄道インフラ - インド、インドネシア、ベトナム、メキシコ、物流インフラ - ブラジル、インドネシア、タイ、ミャンマー、通信インフラ - インド、ブラジル、インドネシア、ミャンマー、生活インフラ - インドネシア、通勤インフラ - 中国、水道インフラ - インド、マレーシア、災害対策インフラ - タイ) これら産業インフラ、生活インフラへの支援を通じ、途上国・新興国の国際競争力向上と保護主義に陥らないための援助を提供する。

#### 【改善要望】

途上国・新興国で整備が不足している電力供給、港湾、道路、鉄道、物流システム等産業インフラ、および通信、通勤、水道、災害対策といった社会・生活インフラ双方について、我が国の企業や公的機関に蓄積された精度の高い技術、ノウハウを、あるいはファイナンスとセットにして、IBRD、IMF、ADB 等国际機関と協調して、または経由して、途上国・新興国に提供する。こうしたインフラ支援を行うことにより、途上国・新興国が貧困を脱し、保護主義的措置をとらなくて済むように経済の下支えを行う。

IBRD、IMF、ADB に対し、AIIB や BRICS 開発銀行との連携を求めるとともに、この連携を通じ、環境や人権といった普遍的価値の遵守についての啓蒙を AIIB や BRICS 開発銀行に行うよう要望する。

我が国の質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブの拡充に加えて、AIIB や

BRICS 開発銀行との競合を視野に入れて我が国の制度金融供与の審査の迅速化や ADB 改革を検討することが望まれる。

以上

# 貿易・投資円滑化ビジネス協議会

Japan Business Council for Trade and Investment Facilitation

貿易・投資円滑化ビジネス協議会は、日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等での諸問題の検討を行い意見を取り纏めて日本及び外国の政府に改善を要望することを目的として、1997年4月25日に設置された日本の民間業界団体の協議機関であり、現在約130の広範な団体により構成される。

## 貿易・投資円滑化ビジネス協議会メンバーリスト

板硝子協会	一般社団法人 日本アルミニウム協会	一般社団法人 日本自動車部品工業会	公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会
一般財団法人 エンジニアリング協会	一般社団法人 日本医療機器産業連合会	一般社団法人 日本自動車販売機工業会	一般社団法人 日本フルードパワー工業会
一般財団法人 家電製品協会	一般社団法人 日本印刷産業機械工業会	一般社団法人 日本ジュエリー協会	公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
一般社団法人 カメラ映像機器工業会	一般社団法人 日本オプトメカトロニクス協会	日本商工会議所	一般社団法人 日本分析機器工業会
硝子繊維協会	一般社団法人 日本化学工業協会	一般社団法人 日本食品機械工業会	一般社団法人 日本粉体工業技術協会
キッチン・バス工業会	一般社団法人 日本化学品輸出入協会	日本真空工業会	一般社団法人 日本ベアリング工業会
一般社団法人 強化プラスチック協会	日本化学繊維協会	日本真珠輸出組合	一般社団法人 日本貿易会
一般社団法人 軽金属製品協会	一般社団法人 日本家具産業振興会	一般社団法人 日本スポーツ用品工業協会	独立行政法人 日本貿易振興機構
在欧日系企業ビジネス協議会	一般社団法人 日本ガス石油機器工業会	日本製紙連合会	一般社団法人 日本望遠鏡工業会
一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会	一般社団法人 日本かばん協会	日本製菓工業協会	一般社団法人 日本縫製機械工業会
一般財団法人 製造科学技術センター	日本紙類輸出組合	一般社団法人 日本繊維機械協会	日本紡績協会
石油化学工業協会	日本紙類輸入組合	日本繊維輸出組合	一般社団法人 日本包装機械工業会
一般社団法人 セメント協会	一般社団法人 日本硝子製品工業会	日本繊維輸入組合	一般社団法人 日本珪瑯工業会
一般社団法人 全国楽器協会	一般社団法人 日本玩具協会	日本ソーダ工業会	一般社団法人 日本ホビー協会
全国商工会連合会	日本機械工具工業会	日本タオル工業組合連合会	日本メンテナンス工業会
一般社団法人 全国中小貿易業連盟	一般社団法人 日本機械設計工業会	一般社団法人 日本タンナーズ協会	日本毛髪工業協同組合
一般社団法人 全国鐵構工業協会	日本機械鋸・刃物工業会	日本暖房機器工業会	一般社団法人 日本木工機械工業会
全国魔法瓶工業組合	日本機械輸出組合	一般社団法人 日本釣用品工業会	日本洋傘振興協議会
一般財団法人 先端加工機械技術振興協会	日本絹人織物工業組合連合会	一般社団法人 日本鉄鋼連盟	日本羊毛産産協会
全日本履物団体協議会	一般社団法人 日本計量機器工業連合会	一般社団法人 日本電機工業会	一般社団法人 日本冷凍空調工業会
全日本プラスチック製品工業連合会	日本毛織物等工業組合連合会	一般社団法人 日本電線工業会	一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人 全日本文具協会	日本化粧品工業連合会	一般財団法人 日本陶業連盟	一般社団法人 日本レコード協会
一般財団法人 素形材センター	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	一般社団法人 日本時計協会	一般社団法人 日本ロボット工業会
耐火物協会	一般社団法人 日本建設機械工業会	一般社団法人 日本時計輸入協会	一般財団法人 バイオインダストリー協会
ダイヤモンド工業協会	日本鋳業協会	一般社団法人 日本ねじ工業協会	一般財団法人 ヒートポンプ・蓄熱センター
炭素協会	一般社団法人 日本工作機械工業会	一般社団法人 日本農業機械工業会	一般財団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	一般社団法人 日本工作機器工業会	一般社団法人 日本歯車工業会	福井県眼鏡工業組合
電気硝子工業会	日本ゴム履物協会	一般社団法人 日本半導体製造装置協会	北陸環日本海経済交流促進協議会
一般社団法人 電子情報技術産業協会	一般社団法人 日本ゴルフ用品協会	一般社団法人 日本ハンドバッグ協会	一般財団法人 マイクロマシンセンター
一般社団法人 特殊鋼倶楽部	一般社団法人 日本産業機械工業会	日本百貨店協会	公益財団法人 マザック財団
一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会	一般社団法人 日本産業車両協会	日本肥料アンモニア協会	輸入住宅産業協議会
一般社団法人 日本アミューズメントマシン協会	一般社団法人 日本自動車工業会	日本プラスチック日用品工業組合	